

朝倉市歴史的景観補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 朝倉市歴史的景観条例（平成18年朝倉市条例第111号。以下「条例」という。）第28条の規定による補助については、朝倉市歴史的景観条例施行規則（平成18年朝倉市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例及び規則の例によるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理 歴史的景観形成地区の維持及び形成のために行われる次の行為をいう。
 - ア 伝統的建造物、環境物件及び景観保存物件に係る鳥虫害等防除工事並びに標識及び説明板の設置等
 - イ 伝統的建造物及び景観保存建造物に係る自動火災報知設備等の設置
- (2) 修理 伝統的建造物群保存地区保存計画（以下「保存計画」という。）に定められた修理に基づき行われる伝統的建造物及び景観保存建造物の保存のための行為をいう。
- (3) 修景 保存計画に定められた補助基準に基づき行われる建築物等の新築等の行為をいう。
- (4) 復原 伝統的建造物を履歴調査に基づいて然るべき時代の姿に戻すことをいう。
- (5) 復旧 保存計画で定められた環境物件及び景観保存環境物件に指定された建築物等以外の物件を復原する行為をいう。
- (6) 外観 建築物等の外部で屋根、外壁、建具等をいう。
- (7) 構造耐力上主要な部分 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定するものをいう。

(補助金の交付申請者)

第3条 補助金の交付の申請をすることができる者は、伝統的建造物群保存地区内の土地又は建築物等若しくは環境物件の所有者等及び景観保存物件の所有者等で、当該物件の管理、修理、修景又は復旧を行うものとする。

(対象経費等)

第4条 補助金の交付の種類、補助対象、補助率及び限度額は、別表第1及び別表第2に定めるところとする。

(補助の対象の適正管理)

第5条 補助金の交付を受けた建築物等、環境物件及び景観保存物件について権利を有する者は、当該建築物等、環境物件及び景観保存物件の適正な管理に努めなければならない。

(準用)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、朝倉市補助金等交付規則（平成18年朝倉市規則第44号）を準用する。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の甘木市歴史的景観補助金交付要綱（平成9年甘木市告示第68号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の朝倉市歴史的景観補助金交付要綱の規定は、施行日以後の交付申請に係る補助金について適用し、施行日前の交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。